

実質化された人・農地プラン

注：地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長浜市	木之本町杉野	平成29年3月	令和元年11月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.1ha

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、1.8ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である任意団体4経営体、認定農業者1経営体、個人経営者9経営体が担うほか、任団体等を法人化することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	杉野
	B	水稲	0.8 ha	水稲	1.0 ha	杉野、杉本
	C	水稲	0.9 ha	水稲	1.1 ha	杉野、杉本
	D	水稲	1.6 ha	水稲	1.6 ha	杉野
	E	水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	杉野、杉本
	F	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	杉野、杉本
	G	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	杉野、杉本
	H	水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	杉野、杉本
	I	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	杉野、杉本
	J	水稲	0.8 ha	水稲	0.8 ha	杉野、杉本
	K	水稲	1.0 ha	水稲	1.0 ha	杉野
	L	水稲	0.4 ha	水稲	0.9 ha	杉野
	N	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	杉野
	M	水稲	0.3 ha	水稲	0.5 ha	杉野
計	14人		10.3 ha		11.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化のため、法人化した営農組織を構築し、法人化後は、機構から農地を借受、更なる集積・集約化を目指す中心経営体に集積・集約する。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積化を図るため、杉野地域において、農地の用水路等の基盤整備に取り組む。

農地保全補助事業への取り組み

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用し、ひきつづき集落全体で農地の保全などに取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵や檻の設置・改修、目撃・被害発生場所等の情報収集など、捕獲体制の構築等に取り組む。

米のブランド化など

中心経営体である「A」や「D」などによる杉野独自のブランド米に取り組みつつ、生産品目の明確化、高付加価値化、新規就農の促進に取り組む。